



金 沢 市 公 報

第 2 9 1 9 号

平成29年(2017年)11月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて (都市計画課) 4
●告 示		○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課) 4
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (") 5
○生活保護法の規定に基づく介護機関の指定に ついて (生活支援課)	2	●監査公表
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の事 業の廃止について (")	2	○監査公表(第14号) (監査事務局) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (障害福祉課)	2	●公営企業告示
○予防接種を行うことについて (健康政策課)	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 7
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 7

告 示

●金沢市告示第345号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
東山親和会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	街区及び住居番号
東山1丁目	6番3号～6番8号、7番全域、8番1号～8番3号、8番15号～8番23号、11番全域、12番全域、13番全域、14番全域、15番4号～15番10号、16番2号～16番8号、23番3号～23番11号、24番全域、25番全域、26番全域、27番全域

- 4 主たる事務所
金沢市東山1丁目27番7号
- 5 代表者の氏名及び住所
長谷川 茂夫
金沢市東山1丁目27番12号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成29年11月13日

●金沢市告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1740142722	フラワー薬局	金沢市馬替2丁目155番地4	有限会社いわ木	平成29年9月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1740141724	いわき薬局	金沢市額新保1丁目351番地	有限会社いわ木	平成29年9月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101440	デイサービスセンターこさか	金沢市小坂町北241番地4	医療法人社団千木福久会	平成29年11月1日	通所介護 介護予防通所介護 第1号通所事業

●金沢市告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710104736	Share金沢居宅介護ステーション	金沢市若松町セ104番地1	社会福祉法人佛子園	白山市北安田町548番地2	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成29年11月1日

1710104744	訪問介護事業 所風のいえ	金沢市出雲町 イ357番地1	一般社団法人 風のいえ	金沢市窪6丁 目257番地1	居宅介護 重度訪問介 護	特定無し	平成29年 11月1日
------------	-----------------	-------------------	----------------	-------------------	--------------------	------	----------------

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成29年11月13日から 平成30年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則2条の3に規定する者	平成29年11月13日から 平成30年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのあるもの
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
加藤 明子 辻 隆範	医王病院	金沢市岩出町二73番地1
藤本 彩 青野 大輔	石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6

後藤 眞生	浦田クリニック	金沢市広岡3丁目3番70号
篠崎 康之	みずほ病院	河北郡津幡町字潟端422番地1
井村 優 井村 淳子	井村内科・腎透析クリニック	白山市美川中町ル40番地1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市福久1丁目及び福久2丁目の全部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成29年11月13日から 同月27日まで	福久町東部地区
	金沢市三池栄町の全部及び三池新町の一部			三池高柳地区
	金沢市桂町イ、木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目及び木曳野4丁目の各一部			木曳野地区
	金沢市示野町チ、戸板3丁目、戸板4丁目及び戸板西2丁目の全部並びに桜田町1丁目、示野町ロ、ハ及びト、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目、薬師堂町イ及びピロ並びに若宮町チの各一部			戸板第二地区
	金沢市無量寺町ハ、無量寺4丁目及び無量寺5丁目の各一部			無量寺第二地区
	金沢市粟崎町4丁目の一部			金沢市粟崎町4丁目地区
	金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町の各一部			金沢港東部工業用地地区
	金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部			イータウンかなざわ地区
	金沢市米泉町10丁目の一部			米泉町10丁目地区
	金沢市河原市町の一部			金沢森本インター工業団地地区
金沢都市計画 下水道	金沢市福久町ホの一部			福久町地区
	金沢市田上本町、北安江4丁目、駅西新町2丁目及び示野中町2丁目の各一部			金沢市公共下水道 (浅野処理区)
	金沢市黒田町、東力町及び間明町2丁目の各一部			金沢市公共下水道 (西部処理区)
	金沢市堅田町、不動寺町、河原市町、梨木町、鳴瀬元町、深谷町、四王寺町及びみずき3丁目の各一部			金沢市公共下水道 (臨海処理区)

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	平成18年5月22日から平成30年3月31日まで	金沢市直江町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル及びヲ、近岡町、問屋町3丁目、直江北1丁目並びに大河端町西の各一部	金沢市直江町ロ6番地	平成18年5月15日	事業施行期間（変更前） 平成18年5月22日から平成30年3月31日まで （変更後） 平成18年5月22日から平成31年3月31日まで	平成29年11月2日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成29年11月13日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年11月13日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 横 越 徹
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成29年10月18日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局市民税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日（平成29年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・未課税者への対応について① 意見（33ページ） 未課税者の実態を正確に把握するため、長期にわたり課税システムに無職として登録されている者にあつては、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。	未課税者の実態を正確に把握するため、過去に提出された申告書や現地調査等によって無職と登録されている者であっても、年齢等も考慮した上で、未課税調査対象者とする事とした。

・未課税者への対応について②

意見 (34ページ)

未課税者調査の結果、長期にわたって継続調査となっている案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。

・特別徴収義務者の捕捉について

意見 (36ページ)

より安定した税収を確保するため、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替を積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。

・家屋敷課税について

意見 (39ページ)

家屋敷課税については、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。

・課税事務の正確性について

意見 (45ページ)

法人市民税の均等割については、前年の申告内容や給与支払報告書の情報を参考に、申告内容の正確性を検証する必要がある。

・特定非営利活動法人の把握と減免について

意見 (46ページ)

特定非営利活動法人の正確な情報把握に努めるとともに、未申告の法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。

・未申告法人への対応について

意見 (47ページ)

未申告法人の実態を把握するため、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。

また、当該調査対象者に申告書を送付し、居住や就労等の実態把握に努めるとともに、必要と判断した場合には、再度現地調査を行うこととした。

長期にわたって継続調査となっている案件について、重点的かつきめ細かに現地調査を実施するため、調査票に過去の調査票の写しを添付し、現地調査を行うこととした。

各事業所に給与支払報告書の総括表を送付する際に、特別徴収への切替を喚起するチラシを封入するとともに、新たに特別徴収推進に関するホームページを作成し、事業主への周知を図ったほか、石川県に対して、特別徴収の県下一斉指定の早期実現を要望した。

効率的な対象者の把握方法を検討するため、課税実績の多い中核市に対して調査を実施するとともに、家屋敷課税の周知を図るため、ホームページ及び市税のしおりに制度のあらましを掲載した。

資本金等の額について、変更があった際は法令に基づく県からの通知により更正するほか、従業者数に疑義がある場合には、前年の申告状況や給与支払報告書等を確認するとともに、必要に応じて事業所に照会するなど、申告内容のチェックを徹底することとした。

県が公開しているNPO法人リストに基づき、申告のない法人に対して、申告書の提出を求めるとともに、税制度の周知を行うこととした。

申告期限を過ぎても申告のない法人に対して、催告書を送付するとともに、必要に応じて実態調査を行うこととした。

<p>・非課税について 意見（86ページ）</p> <p>民間団体に対する事業所税の非課税適用については、非課税明細書などの提出を必要に応じて求め、慎重に判断する必要がある。</p>	<p>非課税対象となる民間施設である病院及び老人福祉施設について、延床面積が800㎡を超える事業者に対し、申告書の提出を求めることとした。</p>
<p>・未申告法人等への対応について 意見（87ページ）</p> <p>事業所税の申告義務があるにもかかわらず、長年にわたり未申告である者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要がある。</p>	<p>申告義務があるにもかかわらず、長年にわたり未申告である事業者に対して、申告書の提出を求めたほか、提出がない場合には、訪問して提出を求めることとした。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年11月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成29年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 47,570円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 47,500円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 47,790円
- 2 原料価格変動額 41,700円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 47,790円（1トン当たり平均原料価格）＝ 41,700円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－41,700円（原料価格変動額）／100円×0.082円
この結果、平成29年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から34.20円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第32号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年11月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成29年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
1トン当たり 47,500円
- 2 原料価格変動額 38,800円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 47,500円（1トン当たり平均原料価格）＝ 38,800円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－38,800円（原料価格変動額）／100円×0.204円
この結果、平成29年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から79.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

平成29年(2017年)11月13日 印刷
平成29年(2017年)11月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄